

メキシコの反独占法制

中 川 和 彦

—

ラテン・アメリカの一国、メキシコの反独占法制について、わが国では、すでに、その簡単な紹介および主要法令の翻訳が、公正取引委員会事務局訳編『現代世界独占禁止法令集』（日本生産性本部、昭和三四年刊）においてもなされている（三六三ページ以下）。この書物がある以上、重ねてそれを紹介することは不要であるが、先般、吉永教授から、右の書物の中のメキシコの反独占法制に関する叙述について疑義があるとして、質問を寄せられた。さっそく、右の書物の叙述と手許にある文献と照合すると、右の書物の叙述に必ずしも正確と言えない箇所が若干散見された。恐らくはその翻訳がスペイン語の原典によらず、英文のテキストから重訳されたためと思われる。

メキシコの反独占法制

すでに紹介がなされているところと一部が重複するにもかかわらず、ここに、メキシコの反独占法制の紹介を試みるのは以上のような事情のためである。

順序として、まず、メキシコの反独占法制を概観し、次いで、主要法令の試訳をかかげることにする。

二

一 メキシコでは、独占の禁止は基本的には憲法中に明記されている。現行の憲法（正確には連邦制をとっているので、連邦憲法）は一九一七年の制定で、その第二八条に独占と専売の禁止をうたっている。一九一七年の憲法は一九一〇年から始まった革命（*Revolución*）の理念を具体化したものと言われ、特に、土地所有権に関する第二七条、労働者の権利に関する第一二三条などが知られ、個人の利益よりも社会の利益の重視を特色にする⁽¹⁾。したがって、独占の禁止の規定もその一貫と考えることができるように見えるが、この規定は、実は、一九一七年の憲法において初めてもうけられたのではなくて、その前の一八五七年の憲法の規定を受けついでのものである。

二 一八五七年の憲法はメキシコとしては第三次の憲法である。この憲法は一八五六年のアユトラ宣言（*Plan de Ayutla*）に始る改革（*Reforma*）の動きのさ中で誕生したものであり、改革を推進した自由主義的な思想の影響の下に、基本的人権につき多くの条文をさき、また、教会の土地所有の原則的禁止をうたうなど、画期的なもので、ブルジョア民主主義の成果を採り入れたものであった⁽²⁾。

独占の禁止は専売の禁止とともに五七年の憲法に次のように規定された。

第二八条

独占、いかなる種類の専売も、また、産業の保護を理由とする禁止もあってはならない。ただし、通貨の鑄造、郵便、ならびに、時期を限って、発明者もしくは何んらかの改良の完成者に法律が付与する特典に関するものはこの限りではない。

営業の自由に関する規定（第四條）もあつたにもかかわらず、このような規定がおかれたのは、レセ・フェールの考え方の下では国が自由な通商に介入すべきではないから、独占の存在が一旦許されると、国は干渉できないので、憲法で禁止しなければならない、ということ⁽³⁾、さらに、その背景として、スペインの支配当時にさかのぼる独占というより買占めによる長い間の弊害、またスペインの統治時代の財政を支えるための専売の悪政、という事情も忘れてはなるまい。⁽⁴⁾

三 一九一七年二月五日、ケレタロの制憲議會で、革命の理念を採り入れて現行の憲法は制定された。しかし、その規定の多くは一八五七年の憲法のそれを踏襲しており、独占の禁止に関する第二八條も基本的にはそうであつた。第一統領カランサの提出した草案と、五七年憲法の文言と比べると、相違点は、第二八條に関しては、国が担当すべき活動の列挙を増やしたこと、および合理的な価格の維持を力強く宣言することの付加に限られていたが、審議の過程においてさらに次のような点が追加され、現行法のような形となつた。

まず、独占・専売の禁止の適用除外に単一發券銀行の創設が加えられた。

次に、ユカタン代表の提案により、その地方の特産品であるヘニケン (heniqueñ) の特殊性、すなわち、外国のバイヤーからの買いたたきに対抗するためのヘニケン生産農民の組織の必要から、その組合設立を適用除外とするような第四項が設けられた。⁽⁶⁾

メキシコの反独占法制

今一つは、独占の禁止の労働組合への適用除外である。ケレタロの制憲議會は、ヴィジャヤ系やサパタ系の代表者の参加は排除され、カランサ系の代議員のみで構成されていたとも言われるが、労働者の利益の擁護もはかられたのであり、Von Yersen 氏からの提案にもとづき、現行の第三項が追加された。⁽⁷⁾

四 ところで、この憲法第二八条の形成において米国法の影響はあったのであろうか。地理的に両国は隣接しているにもかかわらず、両国の法制は法系を異にしている。しかし、ユカタン代表の提案によるヘニケン生産者組合、実は輸出組合の適用除外は米国のウェップ・ポメリン法(一九一八年)を想起させるものであり、また、労働組合の反独占法からの適用除外は米国において問題とされたものであり、カリジヨ・フローレス(Carrillo Flores)は影響を肯定する。ロドリゲスが、労働組合への独占禁止の適用除外を提案したヴォン・ヴェルセン氏が英語を解し、社会問題の研究者として知られていた事実から、米国の事情にも通じていたであろうと推測し、カリジヨ・フローレスに同調する。⁽⁸⁾

五 一七年の憲法第二八条は独占および専売の不存在を宣言し(第一項)、続いて、次のものが訴追され、かつ処罰されるという(第二項)。

- a 価格のつり上げを目的とする必需品の独占
- b 商工業などの自由競争の回避を目的とする行為
- c 競争を回避し、消費者に不当な対価を強制する企業者の協定もしくは結合
- d 公衆一般もしくは特定の社会階級の者の損害における特定の者の不当な利益となる事項

そして、前述のように、その後で、労働組合および輸出組合に関する適用除外を規定する(第三項、第四項)。

しかし、この憲法の規定を実施する機関について文言はなく、また、罰則の具体的内容も憲法中に明記されていない。そのためそれを補充すべく、いくつかの法令が制定されている。^⑧

(1) 一九三四年八月二十九日付独占に関する憲法第二八条組織法 Ley Orgánica del Artículo 28 Constitucional en Materia de Monopolios

本法がいわゆる独占法 (Ley de Monopolios) である。本法は、まず、独占および専売の禁止を宣言し(一条)、次いで、独占を一般に定義し(三条)、さらに、独占の推定される場合(四条)、および独占の企図の推定のある場合(五条)を規定する。そして、違反者に対する営業停止、罰金などの罰則をおく。その反面、国が認可もしくは監督の形で介入する場合、料金表の承認をもって直接関与する、または国が資本参加する場合など、独占の推定に対する除外例(六条)、さらに、その他の種々の調整規定が同時におかれている。

(2) 一九四五年十一月二三日付憲法第二八条組織法第四条第Ⅱ号に規定する認可の付与を規制する命令 Decreto que Reglamenta el Otorgamiento de las Autorizaciones a que se Refiere la Fracción II del Artículo 4.º de la Ley Orgánica del Artículo 28 Constitucional

本命令はその表題に示す如く、憲法第二八条組織法第四条第Ⅱ号の推定独占の適用除外に関するもので、本命令は、独占の推定に対する反証が認められる場合を数多く規定している。言わく、費用低減、価格引下げ、仲介者排除、経営合理化、過当競争排除、新規企業の創設、有用な斜陽産業の維持、公正取引規定の設定、国内に影響を及ぼさぬ輸出の促進などである。

(3) 一九三八年八月二日付憲法第二八条組織法第五条第Ⅳ号および第Ⅴ号規則 Reglamento de las Fracci-

メキシコの反独占法制

ones IV y V del Artículo 5° de la Ley Orgánica del Artículo 28 Constitucional

本規則は、その表題の如く、抽選販売、割引販売に関する。

(4) 一九四一年二月三〇日付独占に関する憲法第二八条組織法第一五条規則 Reglamento del Artículo 15 de la Ley Orgánica del Artículo 28 Constitucional en Materia de Monopolios

本規則は、生活必需品に関する事業者の政府への屈出に関する。

(5) 一九四二年八月一〇日付憲法第二八条組織法第七条第二号規則を改正する命令 Decreto que Reforma el Reglamento de la Fracción II del Artículo 7° de la Ley Orgánica del Artículo 28 Constitucional

本命令は食料品の最高価格制に関する。

(6) 一九三二年二月一八日付憲法第二八条組織法規則 Reglamento de la Ley Orgánica del Artículo 28 Constitucional

一九三一年法は、一九三四年法(独占法)の制定にともない廃止されたが、一九三二年法規則は、一九三四年法の内容に抵触しない限り、引続き、行なわれている。

六 以上、憲法第二八条、および同条組織法その他の反独占法令を紹介したが、それらを通覧すると、それら憲法を補完すべき特別法令は、実は、第二八条にうたわれている憲法本来の趣旨から逸脱しているように見える。たとえば、一九三四年の憲法第二八条組織法第四条の推定独占の定義において、国の認可・監督なしに行なわれることがその要件の一つに数えられているが、これを反対解釈すると、国(具体的には、経済省)の認可・監督が

あれば、独占が推定されないことになり、これを根拠として、一九三五年の命令が制定され、政府の指導・監督を条件として、反独占体制に突破口が開かれるに至っている。

この言わば緩和の方針をさらに押し進めたのが一九三七年の「製品の配給および販売のための生産者団体法」(Ley de Asociaciones de Productores para la Distribución y Venta de sus Productores)で、本法は、生産者相互間の過当競争により、また、投機業者の策略により競争力のない商品の生産を振興し、かつ配給を規制することを目的とし、経済省が適切と判断する場合、生産者団体を設立せしめ、同種の商品生産者者加入を義務づけるもので(強制カルテル)、その結果、多くの事業者団体の設立が認可されている。

このように見てくると、メキシコにおける関心事は反競争的慣行ではなく、もっぱら、価格の問題ないし産業の振興の問題のようである。この点、セブルヴェタは、一九五一年の「経済に関する連邦政府の権限に関する法律」(Ley sobre Atribuciones del Ejecutivo Federal en Materia Económica)をあげ、価格の問題に引続き主眼がおかれてゐることを指摘してゐる。

- (1) 一九一七年憲法の内容にふれる日本語の文献としては、さしあたり、岡部広治稿「メキシコ革命」(『岩波講座 世界歴史23 近代10』所収)をあげておく。メキシコの文献としては、Jorge Carpizo, *La Constitución Mexicana de 1917*, 1969, México (UNAM) が適当である。巻末に詳細な文献表がある。

- (2) 簡潔ではあるが、岡部広治編『メキシコ経済と投資環境』(アジア経済研究所 昭四四)四五ページ以下、参照。五七年の憲法は次に収録されてゐる。

Felipe Tena Ramirez, *Leyes Fundamentales de México 1808~1957, 1957, México* (Edit. Porrúa),
メキシコの反独占法論

メキシコの国策と共産

pp. 594~629.

河津の経済問題とメキシコの憲法との関係について、本誌を参照せられたる。

- Manuel Loza Macias, *El Pensamiento Económico y la Constitución de 1857*, 1959, México (Edit. Jus).
- ③ Loza Macias, *op. cit.*, p. 230; Eugenio Ramirez Romero, *Las Concentraciones de Empresas*, 1952, México (U. N. A. M.), p. 132.
 - ④ Jesús Rodriguez Rodriguez, Los Monopolios en México, [en E. A. G. Robinson, *Monopolio*, Traducción de Victor L. Urquidi, 7a. ed. español, 1952, México (Fondo de Cultura Económica)], pp. 223.
 - ⑤ Rodriguez, *op. cit.*, p. 226.
 - ⑥ Ramirez, *op. cit.*, p. 138 y sgtes.
 - ⑦ Rodriguez, *op. cit.*, p. 228.
 - ⑧ Rodriguez, *op. cit.*, p. 228.
 - ⑨ 本文中で紹介する法令のうち、はなはだ次に収録せられたる。
Felipe Lopez Rosado, *El Régimen Constitucional Mexicano*, Segunda Edición, corregida y aumentada, 1964, México (Edit. Porrúa), pp. 169~216.
 - ⑩ Rodriguez, *op. cit.*, p. 230.
 - ⑪ Ramirez Romero, *op. cit.*, p. 146 y sgtes.
 - ⑫ Cesar Sepulveda, *Los Monopolios, Las Prácticas Comerciales Restrictivas Y Los Modernos Intentos Legislativos Para Su Control*, 1959, México, p. 47.

次に、一九一七年憲法第二八条、一九三四年の独占に関する憲法第二八条組織法、および一九三六年の憲法第二八条組織法第四条第Ⅱ号に規定する認可の付与を規律する命令の試訳をかかげる。翻訳は、なるべく原文に忠実とし、止むを得ない箇所以外は意識していないため、日本語の文章として表現に難のある箇所がある。テキストとして Felipe Lopez Rosado, *El Régimen Constitucional Mexicano, Segunda Edición, Corregida y Aumentada*, 1964, 所収のものによった。

一九一七年憲法（一九一七年二月五日付）

第二八条

①メキシコ合衆国内には、いかなる種類の独占、専売、税の減免、また産業の保護の名目による禁止もあってはならない。ただし、連邦政府が規律する貨幣の鑄造、郵便、電信、無線電信、単一銀行による紙幣の発行、一定の期間、著作の複製のために著作者および芸術家に与えられる権利、ならびに、発明の排他的使用のために発明者および何んらかの改良の完成者に与えられる権利に関するものはこの限りではない。

②その結果、法律は、価格の高騰の実現を目的とする、必需消費物資の一名もしくは少数者の手中へのすべての集中もしくは買占め、生産、工業、商業、もしくは公衆に対する役務における自由競争を回避する、もしくは回避を企図する一切の行為もしくは手続、方法のいかんを問わず、相互の競争を回避し、消費者に法外な価格の

メキシコの反独占法制

支払を強制することを目的とする、生産者、工業家、商人、および運送もしくはその他の何んらかの役務の企業者の一切の合意もしくは結合、ならびに、特定の一名もしくは数名のための不当な排他的利益において、公衆一般もしくは何んらかの社会階級の侵害をもたらす一切のものを敵罰に処し、かつ、官公署は、有効に追求するものとする。

③労働者の固有の利益を守るために設立される労働者の非営利社団 (*asociaciones*) は独占を形成しない。

④自己の利益もしくは一般利益を守るため、生産地の主要な富の源である、生活必需品にあらざる国産品もしくは工業製品を、外国市場に直接売却することを目的とする生産者の非営利社団もしくは協同組合 (*societades cooperativas*) は独占を構成しない。ただし、これらの非営利社団が連邦政府もしくは州政府の監督もしくは保護の下におかれ、かつ、それぞれの場合、立法院から付与される事前の認可を受けている場合に限るものとする。立法院は、自からの、もしくは政府の発議に基づき、公共の必要があるとき、非営利社団の設立のために付与した認可を取消することができるものとする。

独占法 (*Ley de Monopolios*)

独占に関する憲法第二八条組織法 (*Ley Orgánica del Artículo 28 Constitucional en Materia de Monopolios*) (一九三四年八月二五日制定一九三四年八月三一日付官報にて公布)

第一条 [独占および専売の禁止]

憲法第二八条の文言において、独占 (*monopolios*) および専売 (*estancos*) の存在は禁止される

第二条〔専売の定義〕

国庫 (Fisco) に利益をもたらすため、国 (Estado) のために設定された独占が専売と解される。

第三条〔独占の定義〕

公衆一般または一つの社会階層の公衆を侵害するような、物品の価格または役務の分担額を特定の一名または数名の者に強制することを可能ならしめる商工業の一切の集中 (concentración) もしくは買占め (acaparamiento) または故意に (deliberadamente) 設定された状況が、本法の効果のために、独占と解される。

第四条〔独占の存在の推定〕

別段の証拠のない限り、次の場合、独占の存在が推定される。

- I 必需消費物品 (artículos de consumo necesario) の一切の集中または買占め。
- II 国 (Estado) の認可および規律なしに実施される生産者、工業家、商人、または役務企業者の一切の合意または結合であって、物品の価格または役務の分担額の強制を可能ならしめるもの。
- III 故意に設定された商工業または役務の提供の状況であって、物品の価格または役務の分担額の強制を可能ならしめるもの。

第五条〔独占の企図の推定〕

次の場合、独占を企図していると推定される。

- I 生産原価を下まわってなされる物品の販売または役務の提供。ただし、次の事情のいずれか一つが生じているときはこの限りではない。

メキシコの反独占法制

メキシコの反独占法制

a 新規の物品または役務が市場に参入する場合であつて、連邦政府の認可を受けているとき。

b 物品または役務が市場で値下りしている場合。ただし、値下りが、販売者自身または役務の提供者により誘発されているときは除くものとする。

c 閉店 (teniente)、破産、またはそのような取引の実施を余儀なくさせる、正当な理由のあるその他の事情のある場合。

II 生産される条件により、不正競争 (Concurrencia desleal) を基礎にして、国内で販売できるような商品の輸入。

III 連邦政府の認可なしに、生産者または商人が実施する製品の自発的廃棄であつて、品不足または価格の高騰を可能ならしめるもの。

IV 本法規則に準拠した、連邦政府の認可のない抽選による販売に関する商業制度。

V 一定の金銭または商品の権利を付与する引換え券、クーポン、合い札、または類似する物の交付からなる消費者への割引きであつて、本法規則の規定するところに従わないもの。

第六条「独占の存在の推定の除外」

次は、第四条にいう規定に含まれないものとする。

I 公式に承認された料金表に従つて機能するコンセッションを付与された公役務企業 (empresas de servicios públicos)。

II 国 (Estado) が株主または社員として資本参加する企業。

第七条〔連邦政府の措置〕

公衆一般または一つの社会階層の公衆を侵害するような、物品の価格または役務の負担額の強制を特定の一名または数名の者に許す商工業の集中もしくは買占め、または故意に設定されたものではない状況が事実上存在するとき、連邦政府は全国経済評議会 (Consejo Nacional de Economía) に諮問の後、次の措置をとる権限が与えられている。

- I 物品の最高価格または役務の負担額の最高額を定めること。
- II 物品を保管する者に、所定の最高価格を越えない代価で売却する義務を課すること。
- III 所定の負担額に従って、企業の条件を考慮して、必要とみなされる役務を公衆に提供する義務を課すること。
- IV 適当とみなされる補助金または税の減免を付与して、類似の営業、または工業の開設を助成かつ促進すること。

第八条〔必需消費物の措置〕

必需消費物の場合、連邦政府は、その判断により、市場の状況から必要とするとき、前条にいう措置をとることができると。

第九条〔必需消費物の定義〕

本法規則は、必需消費物とみなされるべき物を定めるものとする。

第一〇条〔公定価格決定の方法〕

メキシコの反独占法制

メキシコの反独占法制

第七条第一項にいう価格を定めるために、資本の投下、設備 (instalación) の減価償却 (amortización) の通常期間または減価 (depreciación) の要因、営業資金 (capital de operación)、配給および販売の制度および条件、その他の如き、産業の経済上の特色が考慮されるものとする。

第一条〔産業保護の名目による禁止の禁止〕

産業保護の名目により禁止 (prohibición) を設定することはできない。

第二二条〔禁止からの除外〕

全国経済評議会の意見を聴取の後、連邦政府が採択できる次の措置は、前条に包含されるとみなされない。

I 過度の競争 (Competencia excesiva) が労働者の賃金の引下げ、または公衆一般もしくは一つの社会階層に侵害をもたらす危険のあるとき、特定の生産部門における新規活動の創始を規律すること。

II 内外の需要との関係において特定物の生産が過大であり、生産過剰の危険が生じ、公衆一般、または一つの社会階層を侵害する場合、特定物の生産を制限すること。

III 必需消費物を、通常の目的とするところと異なる用途に使用することが、市場における品不足および価格の高騰をもたらす場合、異なる用途に使用することを制限すること。

IV 独占の危険、または、重大な経済的混乱のおそれを生ずる産業統合 (integración industrial) を禁止すること。

V 本法第五条第二項に包含される場合の輸入を回避すること。国の経済上の必要が要求する、または国際条約もしくは協定の履行のため必要な場合、特定の物品の輸入および輸出を制限すること。これらの場合、割

当額は、利害関係者の間で較分比例で分配されるものとする。

第十三条〔税の免除の定義〕

条件の等しい残りの納税者に適用される税の納付の全部もしくは一部を減免する、またはすでに課せられた組
税を特別に減免する場合、税の免除 (*exención de impuestos*) があると解される。

第十四条〔税の免除に該当しない場合〕

次は税の免除と解されない。

I 憲法第二八条第四項の条件により設立されるメキシコ国民の非営利社団もしくは協同組合に、本法規則の
条件により付与される輸出奨励金および補助金。

II 第七条第四号に包含される場合におけるメキシコ国民の企業 (*empresas*) に付与される補助金および特典。
III 企業者の、および消費者の組織化、または生産の合理化の促進のため、ならびに、国の経済の計画化に不
可欠であることの故に連邦政府の発する命令 (*Decreto*) により国家の利益に関すると言言される産業の創始
のために、一般的性格の規定に従って付与される税の減免および補助金。

第十五条〔事業者の資料届出義務〕

① 農業、工業もしくは商業活動に、または役務の提供に従事する者は、規則の定める条件の下で、本法の履
行のために必要な資料を連邦政府は提出しなければならない。

② 官公署 (*dependencias oficiales*) は、右の目的のために請求された資料を提供しなければならない。

第十六条〔秘密保持義務〕

メキシコの反独占法制

メキシコの反独占法制

本法および本法規則の履行に関与する一切の公務員 (*funcionarios y empleados*) は、民間人の提出した申告書および資料に関して絶対的の秘密を守らなければならず、書面により与えられる。利害関係人の特別の認可なしに、業務行為以外の行為において右の申告書および資料を使用することは禁止されている。

第一七条〔協力機関の設置〕

連邦政府は、本法および本法規則の諸規定の履行において協力するため、公務員および民間人による構成が可能である、諮問かつ執行の機関を創設する権限を有するものとする。

第一八条〔検査実施の命令〕

連邦政府は、個々の規則の定める条件において生産者および配給者に検査 (*inspección*) の実施を命ずることができる。

第一九条〔独占および専売の罪〕

① 本法第一条に規定される禁止に違反する者に、行政手続により (*administrativamente*)、一〇〇ペソないし五〇、〇〇〇ペソの科料 (*multa*) を課するものとし、同時に、違反を犯かした商業、またはその他の営業所の九〇日間の閉鎖を命ずることができるものとする。

② 再犯の場合、前項にいう閉鎖は永久的のものとする。

第二〇条〔独占の推定の場合の手続〕

第四条に定める独占の推定が存在する場合、異議 (*defensa*) を申立てるため三〇日の期間が関係者に与えられ

メキシコの反独占法制

るものとする。異議の申立が有効でなく、または根拠のないことが明らかとなったとき、独占の場合に適用される罰則が課せられるものとする。

第二条〔独占を企画する行為の罪〕

独占の形成を企画する行為は、独占の場合のために定められている罰金をもって、五〇パーセント減額して、行政手続により処罰されるものとする。

第二条〔公定価格違反の罪〕

第八条に準拠して定められる最高価格を越える価格による必需消費物とみなされる物品の販売、および第七条第二号に準拠してとられた措置の不遵守は第十九条の条件により処罰されるものとする。ただし、金銭罰を除くものとし、それは二〇ペソないし五〇、〇〇〇ペソとする。

第三条〔屈出義務違反の罪〕

第五条に定める資料を提供しない民間人、または虚偽の資料を提供する者に、初犯の場合は一〇〇ペソないし二〇、〇〇〇ペソの罰金が課せられ、再犯の場合は、営業所の一時的もしくは永久的閉鎖につき定める第十九条に従って手続がなされるものとする。

第四条〔秘密保持義務違反の罪〕

第十六条に違反する公務員はその職務を解かれ、かつ、刑法典が機密漏洩の罪につき定める罰則が適用されるものとする。

暫定規定

メキシコの反独占法制

メキシコの反独占法制

第一条

本法規則が制定されぬ間、独占に関する憲法第二八条を施行する一九三一年八月一八日法、および同法改正法に準拠して、その性格をもつものが必需消費物と解されるものとする。

第二条

本法第七条および第一二条の効果のため、全国経済評議会の欠ける場合、連邦政府は、関係部門に関し、認められた機関に諮問するものとする。

第三条

前記の一九三一年八月一八日法は廃止する。同法規則は、本法規則が制定されぬ間、本法に抵触しない限り、引続き効力を有するものとする。

憲法第二八条組織法第四条第Ⅱ号に規定する認可付与を規律する命令 (Decreto que Reglamenta el Oroganimento de las Autorizaciones a que se Refiere la Fraccion II del Artículo 4º de la Ley Orgánica del Artículo 28 Constitucional)

(一九三六年二月一日付官報所収)

第一条

連邦憲法第二八条組織法第四条第Ⅱ号にいう認可を得んとする商人、生産者、工業家もしくは役務企業者、お

メキシコの反独占法制

よび組織体 (Organización) は、経済省 (Secretaría de la Economía Nacional) に、直接もしくは個々の官公署を経由して、設立済もしくは将来設立する組織体の設立および運用に関する基本原則およびその他の規則を記載する文書を添付した申請書を提出しなければならない。

第二条

① 提出を受けた申請書および書類の調査から、案件が法第四条第Ⅱ号に該当することが明らかとなる場合、経済省は、認可を申請した組織体が次の目的の一つ以上を有するとき、認可を付与することができる。

I 物品もしくはは役務の値引きを目的として、その生産もしくは配給の技術の改善を達成すること。

II 価格の低減を可能ならしめる、商工業またはは役務の完成。

III 生産、取引もしくはは役務の低価および価格の低減の実現のための仲介者の廃止。

IV 一もしくはは数箇の物品もしくはは役務の生産、配給および消費の、価格の不当な高騰を伴わない規制もしくは合理化。

V 価格の不当な高騰を伴わない破滅的もしくは不正の競争の根絶。

VI 新規工業もしくはは商業の新設。

VII 全体に有用もしくはは必要であるが、その経済的条件により消失しようとしている商工業活動、もしくはは公務務の保存。

VIII 分類および品質に関する規準、または商業倫理規程 (reglas de ética comercial) の採択または設定。

IX 国内の消費の侵害をとまなわぬ国産品の輸出。

メキシコの反独占法制

X その性質上、価格強制が可能であるが、公衆の侵害において、強制が行なわれないことが明らかであるその他の活動。

② 本条にいう認可は、法第五条第I号に規定するところを妨げない。

第三条

組織体の目的が何であるかを問わず、経済省は、適当とみなすとき、当該物品もしくは役務の最高価格を定めることが応諾された場合、認可を受けることができる。

第四条

① 認可の手続がなされる場合、経済省は、認可に際して、当該組織体につき留保される干渉の権限 (*Facultades de intervención*) を認可に記載するものとする。

② 生産者団体 (*agrupaciones de productores*) の場合、認可は、次の基準に従って付与されるものとする。

I 定款の要件 (*requisitos estatutarios*) を満足するすべての生産者は生産者団体に加入する権利を有するものとする。

II 生産者団体は営利の目的をもってはならない。

生産者団体は公益有限責任・可変資本公司 (*sociedad de responsabilidad limitada de interés público*)、または商法もしくは民法の認めるその他の形態の会社の一つとして設立することができるものとする。

III 一つの連邦構成行政区画 (*una entidad federativa*) の生産者全員を包含する州の団体を設立することができるものとす、これは、該行政区画間に代表事務所 (*delegaciones*) もしくは支部 (*agencias*) を設置する権限

をもつものとする。

IV 州団体が二つ以上存在するとき、同一物品の全国生産者連合(Unión Nacional de Productores)が設立される。州団体が存しない場合、二以上の連邦行政区画の生産者により、全国連合を直接設立することができる。この場合、連合は、適当とみなす地に代表事務所もしくは支部をおくことができるものとする。

V 生産者団体は、生産配分計画を作成し、かつ輸出に関し決議するため、構成員に生産の最高割当てを指示する権限を有するものとする。

全国連合の存する場合、これが生産者団体に指示する割当てを考慮して、または、全国連合の存しない場合、経済省の指示する割当ての枠内で、生産者団体はその構成員に割当て額を指示するものとする。

何んらかの理由により、州団体が構成員に相応する生産割当額を決定しないとき、経済省がその指定をなすものとする。

経済省は、当該物品の生産可能数量を生産者全国連合に指示し、全国連合は、構成団体に、それぞれの割当て額を指示するものとする。

何んらかの事情により、全国連合が構成団体にそれぞれの数量を指定しないとき、経済省が指定するものとする。

VI 州団体もしくは全国連合に加入する生産者は、生産物を販売のため、所属する団体に引渡さなければならぬ。そして州団体は、加入生産者から受取った生産物を全国連合に同じ目的のために引渡すものとする。

VII 加入生産者に付与されるべき補助金およびその他の特典は、州団体または全国連合を経由して常に与えら

メキシコの反独占法制

メキシコの反独占法制

れるものとする。

VIII 経済省は、州団体および全国連合監督評議会 (Consejo de Administración de las Agrupaciones Estatales y de las Uniones Nacionales) の委員の一名を指名する権限を有するものとし、それぞれの規則は、施行前に、経済省の認可を受けなければならない。

第五条

留保される干渉が価格の決定に関するものであるとき、経済省の判断により必要と認めるとき、場合により、そのために定められる期間内に、組織体に事前に諮問して、その最高価格を指定することに干渉は限られるものとする。ただし、必需消費物に関して、本法第八条が付与する権限はその限りではない。

第六条

経済省は、認可の付与に際して、組織体に干渉する権限を留保することができ、組織体がある理由もしくは取締役 (Directores o administradores) に支払われる俸給もしくは報酬を認可し、かつ管理費用に関する意見を開陳する権限を留保することができる。

第七条

経済省は、申請組織体が国家経済にとり有益であり、その運営および安定のために援助を必要とするとき、認可の付与に際して、必要とみなす特典および補助金を、認可に記載して付与することができる。

第八条

① 何時でも、経済省は、その判断により、認可した目的より組織体が離れている、または憲法第二八条組織

法、同法規則の規定、もしくは経済省が同規則により開陳する意見にその運用が反することとなる場合、組織体に付与される認可、または補助金および特典を取消することができる。

② 付与した認可、または補助金および特典の取消し前に、経済省は、当該組織体に、関係法規、もしくは開陳した意見にその行為を適合させること、またはその異議を申立てることを、そのために慎重に定める、一五日を下まわることができない期間内に請求するものとする。定められた期間が経過すると、経済省は、手続中の決定を発する。

第一〇条

認可を受けた組織体は、その目的に関し展開業務、当該物品もしくは役務の価格、製造原価、ならびに取締役への俸給もしくは報酬の名目によりなされた出費の詳細に関する報告書を6カ月毎に経済省に提出しなければならない。

第一一条

経済省は、いかなる時でも、認可を受ける組織体の進行および運用に関し適切とみなす報告書を、請求する検査官 (inspectores) に送付する権限を有する。

暫時規定

第一条

本命令は連邦官報に公告の日から発効する。

四

以上、メキシコの反独占法制を簡単に素描した。次に、感想を一言して、しめくくりとしよう。

メキシコの反独占法制は、その憲法の反独占の明確な立場にもかかわらず、実際は緩和の方向にすっかり傾斜しているようである。しかし、メキシコの経済は発展途上の段階にあり、外資ないし外国企業の支配ないし依存からの脱却が、その工業化の進展とともに、重要な課題とされ、いわゆる混合経済の国と言われる。したがって、その反独占法制の評価は、先進諸国のそれと同じ基準によるべきではなく、右に述べたような経済体制において位置づけが論じられるべきであろう。この点について、筆者の研究は緒にいたばかりであり、いずれ別稿でとりあげたい。³⁾

(1) メキシコの経済に関する書物を若干あげておこう。岡部広治編『メキシコ 経済と投資環境』(アジア経済研究所

昭四四) Timothy King, *Mexico. Industrialization and Trade Policies since 1940*, 1970; Clark W.

Reynolds, *The Mexican Economy: Twentieth-Century Structure and Growth*, 1970.